

商品概要説明書

「年金予約定期貯金」

(令和6年4月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○スーパー定期貯金(単利型) (愛称:プレシヤスII)
2. 販売対象	○55歳~64歳までの年金未受給者の年金予約者(個人)で、当JAに年金裁定請求書をお預けいただいていない方。 ※年金受取ご予約の確認資料として、「年金裁定請求手続に関する予約申込書兼依頼状」のご提出及び基礎年金番号が確認できる書類のご提示をいただきます。(配偶者がいる場合は、配偶者の基礎年金番号が確認できる書類もご提示いただきます。) ※他金融機関から指定口座変更の場合は除きます。
3. 取扱期間及び 募集金額	○令和6年4月1日(月) 令和7年3月31日(月) ○募集金額50億円※ ※募集金額に達した場合その時点で募集を終了させていただく場合があります。
4. 預入期間	○単利型/定型方式:1年 ※預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入合計金額	○一括預入 ○10万円以上500万円以内 ○1円単位 ○1人合計500万円までご利用いただけます。
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	○預入時の店頭表示の金利に0.2%上乗せした約定利率を満期日まで適用します。 ○自動継続時の金利は、継続日の店頭表示利率を適用します。 ※年金裁定請求書提出後の満期日以降は、継続(書替)は出来ません。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
8. 付加できる 特約事項	○総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優(障がい者等を対象とする「小額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。

<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<p>○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>A. 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満 …… 約定利率×50%</p>
<p>10. 貯金保険制度（公的制度）</p>	<p>○保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA各支店または本店金融部金融推進課（電話：054-646-5102）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部金融推進課またはJAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<p>○原則、年金振込予定の「総合口座」の定期欄への作成となります。（証書・定期貯金通帳への作成は不可）</p> <p>○急激な金利の変動等により取扱いを中止または変更させていただく場合がございます。その場合には、店頭及びJAおおいがわホームページにてお知らせいたします。</p> <p>○他の金利上乘せ定期貯金等との併用はできません。</p> <p>○商品契約後、年金予約の意思が無い旨を確認した場合は、中途解約させていただきます。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAおおいがわ